

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の内容に関する照会は検閲班（内線2171、2174）。
3. その他本電の取扱い等に関する照会は調整班（内線3169）に連絡ありたい。

電信写



08-030

大 政事外外儀官
大 事務 典房
臣秘書官審審長長

ア経外査即 博代表
大大 察位
使使研審準

総総対文会厚情オ
括審察人團在儀警史

外 参報際内外
報官

文 参一二
長

参政保対旅外
境

ア 審地中東
長 参(東)西
一

北 審 二保地
米長

中 参 二
國長

政 審西ノ洋
長 西東
一

ア 参一二アア
長 一

次総経途博
審経魚国

参経工国
長 安ネ二

参海 審準

参政国開無
長 参調技有理

審条協規
長

審政経人
長 審軍社

科 科原
審

審情折調
長 企安

総 番 号 R140304

月 18日

平成 2年 7月 18日

韓 国 発
本 省 着

亜 北

外 務 大 臣 殿

柳 大 使

在韓ひ爆者支援

秘密指定解除
公文書監理室

第2420号 秘 至急 (ゆう先処理)

(以下FAX送信 SO0937-01)

秘密指定解除

公文書監理室

秘

(二八〇字)

貴電ア北第1013号に関し、

外務部より在韓原爆被害者支援計画を入手
し、~~送達可なり~~。

レ文と3、別FAX信にて送付可なり。

(3)

FAX信

秘密指定解除
公文書監理室

秘



総番号 R140306

月 18日

平成 2年 7月 18日

韓 国 発
本 省 着

主 管
亜 北

外務大臣殿

柳 大 使

在韓ひ爆者支援

FAX信 秘

(以下FAX送信 SO0938-20)

SF 218-91

【仮訳】

往電第2420 別紙FAX付

在韓原爆被害者 支援計画

1990.7.

1. 日本政府支援金(40億円)使用計画

基本方針

- 韓国原爆被害者に対する持続的な健康検診及び治療
- 韓国原爆被害者の健康福祉増進対策の一環として健康福祉センター設立

(1)健康福祉センター設立

ア. 目的

- 原爆被害者の老後、健康及び生活安定を図る
 - ー身寄りの無い者及び生活環境がこれに類似する者を収容し、同人に対する健康福祉の増進を向上させる。
- 原爆被害者会員の福祉会館の活用

イ. 設置場所及び規模

地域								
区分	計	ソウル	陝川	釜山	慶北	畿湖	湖南	馬山
施設規模 (建物延面積)	4,500坪	1,000坪	1,000坪	500坪	500坪	500坪	500坪	500坪
収容人数	135名	30名	30名	15名	15名	15名	15名	15名
主要施設	居間、医務室、看護士室、物理治療室、生活補助員室、相談室、資料室、体力鍛錬場及び娯楽室、浴室、食堂							

ウ. 福祉センター設立予算

- ー土地は韓国政府が準備し、建設費及び施設装飾費は日本政府の支援基金(40億円)を使用。

エ. 運営方法

- －今後の運営は韓国政府の国庫補助及び自らの収益金及び韓国原爆被害者協会の会費にて運営する。
- －社会福祉施設、法人設立を検討する。

オ. 所要予算

地域別 区分	計	ソウル	陝川	釜山	慶北	畿湖	湖南	馬山
計	11,180	2,795	2,795	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118
建設費	9,180	2,295	2,295	918	918	918	918	918
資材費	2,000	500	500	200	200	200	200	200

*別添：原爆被害者の治療費及び福祉センター設立費の使用計画案

(2) 健康診断及び治療

ア. 健康診断

○健康診断内容

- －原爆被害者（推定3,000名）に対し隔年で健康診断を実施。
- －健康診断実施後、必要時には特殊精密検査を実施。

○健康診断の実施指定医療機関

- －大韓赤十字社の傘下病院、慶熙医療院、嶺南大学病院、釜山報恩病院、馬山高麗病院。

○所要予算

一健康診断の実施

・一般健康診断

$3,000\text{名} \times 30,000\text{ウォン} \times 5\text{回(隔年)} = 45,000\text{万ウォン}$

・特殊精密検査

$300\text{名(対象者10\%)} \times 100,000\text{ウォン} \times 5\text{回(隔年)} = 15,000\text{万ウォン}$

イ. 治療費支援

○基本原則

医療保険の診断体系に従い治療するが、本人負担金に関しては、支援金で負担。

○所要予算

$3,000\text{名} \times 25,000\text{ウォン} \times 12\text{ヵ月} \times 10\text{年} = 90\text{億ウォン}$

* 1人当たりの月平均診療費が50,000ウォンであり、不足分に対しては政府支援。

2. 支援金使用計画の総括

(日本側支援及び政府支援準備)

(単位、百万ウォン)

		支援金使用内訳	
		日本政府支援金	韓国政府支援金
合 計		20,780	27,600
福祉 センター 建設	小 計	11,180	9,000
	土地購入費	—	9,000
	建 築 費	9,180	—
	資材購入	2,000	—
健康 診断	小 計	600	
	一般診断	450	
	特殊診断	150	
治療費支援		9,000	8,000
福祉センター運営費		—	9,600

○40 億円支援基金の使用計画案（韓国政府支援事業対比）

（単位：千ウォン）

区 分	日本政府支援基金	韓国政府支援事業
	算出根拠	算出根拠
総 計	20,780,000	27,600,000
1) 治療費 及び 健康診断	○治療費 $3,000 \text{ 名} \times 25,000 \text{ ウォン} \times 12 \text{ ヶ月}$ $\times 10 \text{ 年} = 9,000,000$ ○健康検診 ・一般健康検診 $3,000 \text{ 名} \times 30,000 \text{ ウォン}$ $\times 5 \text{ 回 (隔年)} = 450,000$ ・特殊健康診断 (対象者 10%) $300 \text{ 名} \times 100,000 \text{ ウォン}$ $\times 5 \text{ 回 (隔年)} = 150,000$ 小計: 600,000 合計: 9,600,000	○治療費 $3,000 \text{ 名} \times 25,000 \text{ ウォン} \times 12 \text{ ヶ月}$ $\times 10 \text{ 年} = 9,000,000$ 合計: 9,000,000
2) 福祉セン ター建設	○福祉センター建設 ・ソウル、陝川 (各 30 名収容施設) ・居間及び事務室 $470 \text{ 坪} \times 2,000,000 \text{ ウォン} \times 2 \text{ カ所}$ $= 1,880,000$	○福祉センター建設に係る土地購入費 及び運営費 ・土地購入費 (土地坪数は建物の延面積の 2 倍) ・ソウル $1,000 \text{ 坪} \times 2 \text{ 倍} \times 2,000,000 \text{ ウォン}$ $= 4,000,000$

・医務室及び看護士室 50坪×2,000,000ウォン×2カ所 =200,000 ・体力鍛錬場及び娯楽室 120坪×2,000,000ウォン×2カ所 =480,000 ・物理治療室 40坪×2,000,000ウォン×2カ所 =160,000 ・浴室ほか6個の付帯施設 320坪×2,000,000ウォン×2カ所 =1,280,000 <u>小計:4,000,000</u> 釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 (各15名収容施設) ・居間及び事務室 235坪×2,000,000ウォン×5カ所 =2,350,000 ・医務室及び看護士室 25坪×2,000,000ウォン×5カ所 =250,000 ・体力鍛錬場及び娯楽室 60坪×2,000,000ウォン×5カ所 =600,000 ・物理治療室 20坪×2,000,000ウォン×5カ所 =200,000	・陝川 1,000坪×2倍×500,000ウォン =1,000,000 ・釜山 500坪×2倍×2,000,000ウォン =2,000,000 ・慶北、畿湖、湖南、馬山 500坪×2倍×4カ所×500,000ウォン =2,000,000 <u>合計:9,000,000</u> 福祉センター運営費 ・ソウル、陝川 15,000,000ウォン×12ヵ月×10年 ×2カ所=3,600,000 ・釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 10,000,000ウォン×12ヵ月×10年 ×5カ所=6,000,000 <u>合計:9,600,000</u>
--	--

	・浴室ほか6個の付帯施設 150坪×2,000,000ウォン×5カ所 =1,600,000 <u>小計:5,000,000</u> 監理費(総工費9,000,000千ウォン の2%)=180,000 <u>小計:180,000</u> <u>合計:9,180,000</u>	
3)資材	○資材費 ソウル、平川 ・(X線機ほか49種) 500,000,000ウォン×2カ所 =<u>1,000,000</u> 釜山、慶北、畿湖、湖南、馬山 ・(X線機ほか39種) 200,000,000ウォン×5カ所 =<u>1,000,000</u> <u>合計:2,000,000</u>	

3. 使用計画作成に関する参考事項

(1) 韓国原爆被害者実態調査計画

○実態調査期間：90.8-12

○主 管：韓国保険社会研究院

○後 援：保社部、韓国原爆被害者協会

○調査目的

- 原爆被害者の正確な会員数の把握と生活水準状態、健康管理状態を把握すること。
- 保社部は5,000-10,000名と推定しているが、被爆者の中には経済的な余裕がある場合及び不運な傷を子孫の結婚、社会生活等に影響を及ぼさないために会員登録を避ける場合が相当数ある。
- 実態調査の結果、90.1頃には登録会員数が3,000余名になるものと推定し支援計画を樹立する。

(2) 健康福祉センター建設

○設置場所：原爆被害者協会の本・支部がある地域に設置

○規 模：原爆被爆者が多く生活しているソウル、陝川は各々1,000坪の規模であり、その他の地域は500坪の規模である。

(3) 健康診断及び治療

○健康診断費用及び回数：今後10年間、隔年制で健康検診実施。

— 一般健康診断費用：一人当たり約30,000ウォン水準

— 特殊精密検査：一人当たり約100,000ウォン水準

(例：肝臓疾患、糖尿、慢性退行性疾患等)

○治療費

- 原爆被害者も全国民医療保障の実施により医療保険適用対象者である。
- 本人負担額(医療保険非給与部分を含む)に対しては今後10年間、全額支援し無料治療を引き続き実施する。

4. その他要請資料

(1) 年間治療費支援が91年以後急増する理由

○89年12月末、韓国原爆被害者協会に登録された原爆被害者数は、1,735名であったが、健康検診及び治療の拡大実施以後、90年5月現在、2,078名で引き続き増加する趨勢である。

ー同協会は原爆被害者数を約20,000名と推定しているが、その実態を正確に把握するため、今年8月から12月まで実態調査を実施する予定である。

○また、原爆被害者に対する治療費支援は、89.7月以前には治療中一部補助（例：一人当たり限度額100万ウォン等）、89.7月以後無料治療を原則として医療保険非給与部分と本人負担額の全額支援により治療費支出が急増している。

○わが政府においても原爆被害者の治療のための予算を現在135百万ウォンから91年度には374百万ウォンへの増額を推進中である。

(2) 陝川所在原爆診療所及び韓赤傘下病院と建設され^る福祉センターとの機能重複^{可能性}可否

○原爆診療所と韓赤傘下の隣近病院が大邱、居昌に位置しており、通常の交通距離手段から見て1時間以上所要され、福祉センターの機能は被爆者の老後健康福祉の一環策として建設されるものであり、最大限の安楽な休息所を提供することにおいて、重複機能はないと見られる。

ー但し、陝川原爆診療所は、必要である場合、陝川健康福祉センターで吸収運営する問題も検討することが出来る。

(3) 協会登録が政府登録と同様であるかどうかということに対する可否

○韓国原爆被害者協会は、会員の權益擁護のための目的事業により保健社会部長官の承認を受け、社団法人として設立した団体で政府の指導、監督を受けている。

○被爆者認定登録制度は登録審査委員会が政府、韓赤、協会の実務陣により構成されているので、その性格上政府登録と同じである。

在韓原爆被害者 支援計劃

1990.7.

1. 日本政府 支援金(40억 엔) 使用計劃

基本方針

- 韓國原爆被害者에 대한 持續的인 健康檢診 및 治療
- 韓國原爆被害者들의 健康福祉增進對策의 일환으로 健康福祉센터 建立

가. 健康福祉센터 建立

1) 目的

- 原爆被害者들의 老後, 健康 및 生活安定 도모
 - 無依無託者 및 生活環境이 이와 類似한 者를 收容하여 이들에 대한 健康福祉 增進을 向上
- 原爆被害者 會員들의 福祉會館 活用

2) 設置場所 및 規模

지역	계	서울	합천	부산	경북	기호	호남	마산
시설규모 (거불연면적)	4,500평	1,000평	1,000평	500평	500평	500평	500평	500평
수용인원	135명	30명	30명	15명	15명	15명	15명	15명
주요시설	거실, 의무실, 간호사실, 물리치료실, 생활보조원실, 상담실, 자료실, 체력단련장 및 오락실, 목욕실, 식당							

3) 福祉센터 建立豫算

- 地는 韓國政府에서 마련하고 建築費 및 施設 裝備費는 日本政府 支援 基金(40억 엔)에서 使用

4) 運營方法

- 向後 運營은 韓國政府의 國庫補助 및 自體 收益金 및 韓國原爆被害者 協會의 會費로 運營
- 社會福祉施設 法人 設立 檢計

5) 所要豫算

(단위 : 백만원)

지역별 구분	계	서울	합천	부산	경북	기호	호남	마산
계	11,180	2,795	2,795	1,118	1,118	1,118	1,118	1,118
컨설팅비	9,180	2,295	2,295	918	918	918	918	918
기자재	2,000	500	500	200	200	200	200	200

* 別添 : 原爆被害者 治療費 및 福祉센터 建立費 使用 計劃案

나. 健康診斷 및 治療

1) 健康診斷

○ 健康診斷 內容

- 原爆被害者 (3,000名 推定)에 대해 各年으로 健康 診斷 實施
- 健康診斷 實施後 必要時에는 特殊精密檢査 實施

○ 健康診斷 實施 指定 醫療機關

- 大韓赤十字社 傘下病院, 慶熙醫院, 嶺南大學病院, 釜山報勤病院,
馬山高麗病院

○ 所要豫算

- 健康診斷 實施

. 一般健康 診斷

$$3,000\text{名} \times 30,000\text{원} \times 5\text{회 (각년)} = 450,000\text{千원}$$

. 特殊 精密檢査

$$300\text{명 (對象者 10\%)} \times 100,000\text{원} \times 5\text{회 (각년)} = 150,000\text{千원}$$

2) 治療費 支援

○ 基本原則

醫療保險 診療體系에 따라 治療하되, 本人 負擔金에 대하여는 支援金으로 支援

○ 所要豫算

3,000名 X 25,000원 X 12月 X 10年 = 9,000,000千원

* 1人當 月平均 診療費가 50,000원임, 不足分에 대하여는 政府支援

2. 支援金 使用 計劃 總括 (日側, 支援 및 政府支援 對備)

(단위 : 백만원)

구 분		지원금 사용내역	
		일본정부 지원금	한국정부 지원금
합 계		20,780	27,600
복지센터 건립	소 계	11,180	9,000
	대지구입비	-	9,000
	건축비	9,180	-
	기자제구입	2,000	-
건강진단	소 계	600	
	일반진단	450	
	특수진단	150	
치료비 지원		9,000	9,000
복지센터 운영비		-	9,600

○ 40억엔 차원자금 사용 계획안(한국 정부 지원사업 대비)

(단위 : 천원)

구 분	일본 정부 차원 자금	한국 정부 지원 사업
	산출 근거	산출 근거
총 계	20,780,000	27,600,000
1) 치료비 및 건강진단	○ 치료비 - 3,000명×25,000원×12월×10년 = 9,000,000 ○ 건강검진 - 일반건강검진 3,000명×30,000원×5회(격년) = 450,000 - 특수건강검진(대상자 10%) 300명×100,000원×5회(격년) = 150,000 소 계 600,000 합 계 9,600,000	○ 치료비 - - 3,000명×25,000원×12월×10년 = 9,000,000 합 계 9,000,000
2) 복지실태 조사	○ 복지실태 조사 - 서울, 인천 (각 30명 수용시설)	○ 복지실태 조사에 따른 데지 구입비 및 운영비 - 데지구입비 (데지평수는 건물연면적에 2배)

55-55

· 기실 및 사무실

$$470\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 2\text{개소} = 1,880,000$$

· 의무실 및 간호사실

$$50\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 2\text{개소} = 200,000$$

· 체력단련장 및 오락실

$$120\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 2\text{개소} = 480,000$$

· 물리치료실

$$40\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 2\text{개소} = 160,000$$

· 목욕실외 6개 부대시설

$$320\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 2\text{개소} = 1,280,000$$

소 계 4,000,000

- 부산, 경북, 기호, 호남, 마산 (각 15명 수용시설)

· 기실 및 사무실

$$235\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 5\text{개소} = 2,350,000$$

· 의무실 및 간호사실

$$25\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 5\text{개소} = 250,000$$

· 체력단련장 및 오락실

$$60\text{평} \times 2,000,000\text{원} \times 5\text{개소} = 600,000$$

· 서울

$$1,000\text{평} \times 2\text{배} \times 2,000,000\text{원} = 4,000,000$$

· 합천

$$1,000\text{평} \times 2\text{배} \times 500,000\text{원} = 1,000,000$$

· 부산

$$500\text{평} \times 2\text{배} \times 2,000,000\text{원} = 2,000,000$$

· 경북, 기호, 호남, 마산

$$500\text{평} \times 2\text{배} \times 4\text{개소} \times 500,000\text{원} = 2,000,000$$

합 계 9,000,000

- 복지센터 운영비

· 서울, 합천

$$15,000,000\text{원} \times 12\text{월} \times 10\text{년} \times 2\text{개소} = 3,600,000$$

SC 218-2

3) 기자제	· 물리치료실 20평×2,000,000원×5개소 = 200,000 · 목욕실외 6개 부대시설 160평×2,000,000×5개소 = 1,600,000 소 계 5,000,000 - 김학비 (총공사 9,000,000천원에 2%) = 180,000 소 계 180,000 <u>합 계 9,180,000</u> ○ 기자제비 - 서울, 인천 · (x선거외 49종) 500,000,000원×2개소 = 1,000,000 - 부산, 경북, 기포, 호남, 마산 · (x선거외 39종) 200,000,000원×5개소 = 1,000,000 <u>합 계 2,000,000</u>	부산, 경북, 기포, 호남, 마산 10,000,000원×12월×10년×5개소 = 6,000,000 <u>합 계 9,600,000</u>
--------	---	---

3. 使用計劃作成 관련 參考事項

가. 韓國 原爆被害者 實態調查計劃

- 實態調查期間 : 90.8.-12.
- 主 管 : 韓國保健社會研究院
- 後 援 : 保社部, 韓國原爆被害者協會
- 調查目的
 - 原爆被害者들의 精確한 회원수 파악과 生活水準 狀態, 健康管理 狀態를 把握하고자 함.
 - 保社部는 5,000-10,000명으로 추정하고 있으나, 被爆者中에는 經濟的 餘裕가 있는 경우 및 불운한 상처를 子孫들의 結婚, 社會 生活등에 영향을 주지않기 위해 會員登錄을 기피하는 경우가 상당수 있음.
 - 實態調查 結果, 91.1경에는 登錄會員數가 3,000여명이 될 것으로 推定하고 支援계획을 수립함.

나. 健康福祉센터 건립건

- 設置場所 : 原爆被害者協會의 본 지부가 있는 지역에 설치
- 규 모 : 原爆被害者들이 많이 생활하고 있는 서울, 합천은 각각 1,000평규모, 그외지역은 500평규모임.

다. 健康診斷 및 治療

- 健康診斷 費用 및 횟수 : 향후 10년간 격년제로 건강검진 실시
 - 一般 健康診斷 費用 : 1인당 약 30,000원 수준
 - 특수 정밀검사 : 1인당 약 100,000원 수준
- (예 : 간장질환, 당뇨, 만성폐행성 질환등)

○ 治療費

- 原爆被害者도 全國民 醫療保障 實施로 醫療保險 適用對象者임.
- 本人負擔額(의료보험 비급여부분 포함)에 대해서는 향후 10년간 全額 支援하여 無料治療를 계속 實施

4. 其他 要請資料

가. 年間 治療費支援이 91년이후 急増하는 理由

- 89.12월말 韓國 原爆被害者協會에 등록된 原爆被害者數는 1,735명 이었으나, 건강검진 및 치료확대 실시이후로 '90.5월 현재 2,078명 으로 繼續 增加하는 趨勢에 있음.
- 同協會는 原爆被害者數를 약 20,000명으로 推定하고 있어 그 實態를 정확히 把握코자 금년 8월부터 12월까지 實態調査를 실시할 예정임.
- 또한 原爆被害者에 대한 治療費 支援은 89.7이전에는 治療費中 일부 보조(예 : 1인당 상한선 100만원등), 89.7이후 無料治療를 原則으로 醫療保險 비급여부분과 본인부담액 전액지원에 따라서 治療費支出이 急増하고 있음.
- 우리政府에서도 原爆被害者들의 治療를 위한 豫算을 현재 135백만원 에서 91년도에는 374백만원으로 增額 申請中임.

나. 합천소재 原爆診療所 및 韓赤傘下病院과 건립될 福祉센터와의 기능중복여부

- 原爆診療所와 韓赤傘下 隣近病院이 대구, 거창에 위치하고 있어 통상 교통거리 수단으로보아 1시간이상 소요되며, 福祉센터의 기능은 被爆者들의 노후건강복지의 일환책으로 건립되는 것인만큼, 최대한의 안락한 휴식처를 제공하는데 있어 중복기능은 없다고 봄.
- 단, 합천원폭진료소는 필요할 경우 합천 健康福祉센터에서 흡수, 運營하는 問題도 檢討할 수 있음.

다. 協會登錄이 政府登錄과 같은지의 여부

- 韓國原爆被害者協會는 會員들의 권익옹호를 위한 目的事業으로 保健
社會部長官의 승인을 얻어 社團法人으로 설립된 단체로서 政府의 指導,
監督을 받고있음.
- 被爆者認定登錄制度는 登錄審査委員會가 政府, 韓赤, 協會의 실무진들로
구성되어있어 성격상으로부터 政府登錄이나 마찬가지임.

(3)